

小児科領域 専門医更新基準の変更点のポイント

1. 診療実績の証明「第4号様式」「第5号様式」

100 症例の経験症例に乳幼児健診、予防接種事業に加え、相談業務も実績として認めることとした。

2. 専門医共通講習は、新基準に従って、取得単位を 3～10 単位とした。

3. 2017 年 4 月以前に開催された共通講習で、出席管理、受講歴がある場合は単位が認められるとした。

4. 『原則として、各基本領域学会又は関連する学会の講習会は各基本領域学会専門医委員会で審査・認定されます。また、原則として、都道府県医師会が主催する講習会は日本医師会で審査・認定し、地域医師会などが開催する講習会の取扱いは、日本医師会が発出する実施要綱にしたがってください。専門研修施設群のいずれかの施設ならびに関連する施設等が開催するものについては、原則として日本専門医機構が審査・認定を行います。』

詳細については、共通講習申請の手引きを参照してください。』
を新基準に従って、追記した。

5. 『~~1 日で取得可能な単位数は、共通講習と小児科領域講習を合算し総会学術集会は 4 単位以内、他の関連学会は 2 単位以内、また 2 日間以上開催する学会への参加では、学術集会は 8 単位以内、他の関連学会は 4 単位以内とします。~~』 を新基準に従って、削除した。

6. iii) 小児科領域講習 20 単位～/5 年間（受講証による証明）『第7号様式』で、講演には、単位があったが、受講の単位がなかったので決定した。小児科学会が定期的かつ継続的に開催する質の高い講習会に限り、その他の講演についてはその都度申請する。

7. iv) その他の活動

学術業績・診療以外の活動実績 0～10 単位/5 年間（受講証等による証明）『第8号様式』
新基準に添って、5 年間の総計が 6 単位を上限とした。

『学会推薦による日本医療安全調査機構の医療事故調査制度における外部委員は、1 年度につき 2 単位を算定。委嘱状のコピーを提出すること。2 単位(5 年間で上限なし)』
新基準に添って、追記した。

8. IV 地域医療確保への配慮について

『地域医療確保への観点から、地域で活躍している現場の医療に過剰な負担のないように本補足説明に沿った柔軟な「専門医の更新」を行います。』
を、新基準に添って、追記した。

9. 別添資料 1

休止申請書と更新猶予申請書を明確に示した。

10.別添資料 2

更新基準①勤務実態（自己申告）と②診療実績（可能な範囲のもので可）を提出したうえで更新単位の 5 年分として③の ii)、iii)、iv) で合計 40 単位満たすこと。
新基準に添って、合計 40 単位とした。